

いじめ防止基本方針

住田町立世田米小学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、携帯端末等でのインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させることが予想される。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童に「いじめを絶対に許さない」という意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「やさしい心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【いじめ防止対策推進法第2条】

具体的ないじめの態様には以下のようなものがある。

- ・理由もなくいじわるなことをされる。
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・ごく初期段階のいじめ（好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合）
- ・けんか（心身の苦痛を感じさせるもの、双方向のいじめ）

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童等、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、特別の教科道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動（あいさつ運動・縦割り班活動・相手を思いやるやさしい言葉の奨励）に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取り組み

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめ対策委員会

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、世田米駐在所長、世田米地区主任児童委員、世田米地区少年補導員とする。（必要に応じて随時、スクールソーシャルワーカー、世田米学童クラブ指導員等の参加もお願いする。）

(2) 具体的な役割

- ① いじめ防止基本方針にもとづく取り組みの実施や具体的な計画作成、実行、検証、修正の中核的役割
- ② いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には即時緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童等への事実関係の聴取、支援や指導の体制・対応の方針と保護者との連携、関係機関との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) 開催時期

年2回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

(4) 基本原則

- ① 問題の発見・解決には一刻、一瞬を大切にして、早期に解決する。
- ② 解決の方向は、具体的に決定される。
- ③ 「事案」には、全教職員が、一致して当事者として対応する。

- ④ 「事案」が発生したら、「解決」を確認するまで、追求する。「解決」の確認には、校長があたる。
- ⑤ 本委員会での審議のうち、「個人名」「家庭の事情」等、必要とみなされるものは、非公開とする。

4 児童の主体的な取り組み

- (1) 生活向上委員会を中心とした「あいさつ運動」
- (2) 縦割り班による清掃、遊び
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取り組み
- (4) 相手を思いやるやさしい言葉の奨励活動
- (5) JRC（青少年赤十字）活動の推進

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針の概略を学区内の民生児童委員等関係機関へも配布するなど、発信して広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議、参観日全体会等で保護者全員に指導方針の説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて、学級通信や学級懇談会で保護者に協力を呼びかける。
※子どもの行動に不自然を感じる、元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる、等いつもと違う子どもの変化に敏感になっていただき、担任との連絡を密にするようお願いする。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 各スポーツ少年団指導者と各担当職員が、連絡を取り合う。

6 教職員研修

- (1) 学校いじめ防止基本方針の確認と共通理解（全教職員で年度初めに実施）
- (2) いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断(随時)
 - ① いじめを許さない学校づくり
 - ② いじめに対する「防止」・「早期発見」・「早期対応」について（一連のシステム確認・活用）
 - ③ いじめをなくす教職員の役割 ～信頼感と安心感に根ざした学級づくり
 - ④ 校内指導体制の確認と「予防」「発見」「対応」方法の学習

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、日記等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもちろん、各種活動や休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、スポ少の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間やスポ少の指導者との情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。（報告は必須）
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート、Q-Uテスト、教育相談の実施

- | | |
|------------------------------------|----------------|
| (1) 児童を対象としたいじめアンケート調査 | 年3回(6月、11月、2月) |
| (2) 児童個票の記入(担任) | 年3回(7月、12月、3月) |
| (3) h-QUテスト結果の分析活用 | 年2回(5月、10月) |
| (4) 教育相談の実施 | |
| ① アンケート調査後(訴えが見られる児童の実態を捉える) | |
| ② チャンス相談(場と機会を意図的にとらえる) | |
| ③ 定期相談(児童個票を活用する) | |
| ④ 呼び出し相談(必要に応じて計画的に個別又はグループを対象とする) | |
| ⑤ 自発相談(児童が自発的に相談にきたときに応じる) | |

3 相談窓口の紹介

本校におけるいじめの相談窓口を原則下記のとおりとする。ただし、相談を受けた即日中に校長に報告することを厳守する。

- | |
|---|
| ① 日常のいじめ相談(児童・保護者等) → 全教職員 |
| ② スーパーバイザーの活用 → 担任と相談し、教育相談担当、副校長 |
| ③ 地域からのいじめ相談窓口 → 副校長、生徒指導主事 |
| ④ インターネットを通じて行われるいじめ相談 → 学校・住田町教育委員会 |
| ⑤ 県教委24時間いじめ相談電話 → 019-623-7830(24時間対応) |

IV いじめ問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (7) いじめを受けた児童の心をケアするために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スーパーバイザーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等の当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

- (1) 「いじめ対策委員会」に世田米駐在所長に参加していただくことで、犯罪行為か否かの判断を仰ぎ、適切に対処する。
- (2) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、住田町教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、住田町教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯端末等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより世田米小学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合等
- (2) いじめにより世田米小学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず住田町教育委員会または学校の判断により、迅速に対応に着手する。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに住田町教育委員会に報告する。
- (2) 児童から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。
 - ・申立てがあった時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと認識を強め、報告・対応に当たる。

3 重大事態の調査

《 学校が調査の主体となる場合 》

◎ 住田町教育委員会の指導・支援のもと対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を住田町教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
この場合、関係者の個人情報に十分に配慮する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けての協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

《 住田町教育委員会が調査の主体となる場合 》

◎ 住田町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

◎ いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に世田米小学校の取り組みを評価する。

- 1 いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
- 2 いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。